第8章 教育、訓練及び普及啓発

8.1 政策・措置の考え方

近年の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、国民のライフスタイルに密接に関連する家庭部門で増加傾向が顕著である。地球温暖化防止のためには、国民一人ひとりが大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改め、省資源・省エネルギーやリサイクルなどに取り組むとともに、新エネルギーや原子力などの非化石エネルギーの利用について考えていくことが重要となっている。

このため、家庭教育、学校教育、社会教育等教育の場を通し、地球温暖化問題やそれに密接に関係するエネルギー問題について学習する機会を提供する。また、マス・メディアによる広報、パンフレットの配布、シンポジウムの開催等を通じ、普及啓発活動を進める。さらに、国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割が期待される環境 NGO 等に対し、支援を強化する。

また、深刻さを増す地球温暖化問題に関する知見や6%削減約束の達成のために格段の努力を必要とする具体的な行動、及び一人ひとりが何をすべきかについての情報を、なるべく目に見える形で伝わるよう、積極的に提供・共有し、広報普及活動を行い、家庭や企業における意識の改革と行動の喚起につなげる。

8.2 環境教育・環境学習等の推進

8.2.1 概要

2003年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、その後基本方針の閣議決定(2004年9月24日)等を経て、2004年10月に完全施行された。また、我が国の提案により、「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」(2005~2014)が開始され、関係省庁連絡会議を内閣に設置し、国内実施計画が策定(2006年3月)された。さらに、21世紀環境立国戦略(2007年6月1日閣議決定)において位置付けられた「21世紀環境教育プラン~いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAプラン~」に基づき、関係府省との連携を強化しつつ、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図っている。

地球温暖化防止のための取組を国民生活の中に根付かせていくため、家庭、学校、地域、企業等様々な場面において、地球環境を守ることの重要性、地球温暖化問題と日常生活のつながり、地球温暖化問題に密接に関係するエネルギー問題、具体的に実行できる地球温暖化防止の取組実例等について、学ぶ場や機会を積極的に提供する。

特に、地域の中核となっている学校施設において、断熱材等の導入、地域材等を用いるなどの地球温暖化対策に資する改修、新エネルギー機器等の導入などによる体験重視型の

環境教育及び省エネ活動の実践を推進するとともに、インターネット等を活用して家庭における地球温暖化対策等の支援を推進する。あわせて、国民の理解や行動を促すような教材やプログラムの開発を、NPOなど関係者と連携して引き続き進める。

また、地球温暖化防止に係る森林の機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性、都市緑化の意義等に対する理解を深めるため、森林内や公園緑地等での様々な体験活動などを推進する。

8.2.2 具体的施策

○学校教育における環境教育等の推進

2008年3月に小・中学校、2009年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図った。また、具体的な推進施策として新しい環境教育の在り方に関する調査研究、環境学習フェア及び環境教育リーダー研修基礎講座等の実施、環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)モデル校及びエコスクールの認定を行っている。

さらに、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、成長段階に応じた自然活動等の様々な体験活動を行うことが有意義であることから、自然の中での長期宿泊体験事業(農山漁村におけるふるさと生活体験推進校)、小・中学校を対象とした児童生徒の輝く心育成事業等の環境教育・環境学習に資する事業を実施するとともに、学校における環境教育のさらなる充実を図っているところである。また、児童生徒が、リサイクルへの理解をより深める契機となるよう、教科書に再生紙を使用している。さらに、地球温暖化とエネルギー消費の密接な関連に鑑み、今後とも各学校における資源・エネルギーに関する教育について充実を図るとともに、エネルギーや原子力に関する教育の推進のための環境整備を図っていく。

○社会教育その他多様な場における環境教育・環境学習

環境問題をはじめとする地域の課題解決に向けて、公民館等を中心として関係機関・団体の連携協力体制を構築して学習活動等を実施する取組が広く全国的に行われるよう、特に優れた取組を重点的に支援し、これを全国に情報提供することにより普及を図る事業を実施している。

また、青少年教育施設においては、豊かな自然環境を生かし、体験型の環境学習や自然体験活動の機会を提供するなど、環境教育の推進に取り組んでいる。

環境教育・環境学習への多様な主体の取組の推進、体験を重視した教育・学習の場 や機会の拡大を図るため、我が家の環境大臣事業、省エネルギー教育の推進、こども エコクラブ事業や子どもパークレンジャー事業など、家庭や地域社会、公園、国有林 等、多様な場における環境教育・環境学習施策を推進する。

○我が家の環境大臣事業

2005年より、家庭における環境保全活動・環境教育を推進するため、全国の家庭を対象に「我が家の環境大臣事業」を開始し、インターネット等を用いた情報提供や教

材配付、イベント等を通した体験活動の場の提供等を実施している。

○こどもエコクラブ事業

1995年より、小中学生が地域の中で自主的に環境・学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ」事業を実施しており、2008年度には、4,126クラブ、184,710人の子どもたちが参加した。

○子どもパークレンジャー事業

1999年より、小中学生を対象に国立公園等の自然の中で各種環境保全活動を体験する「子どもパークレンジャー」事業を開始し、自然とのふれあいの推進を図るとともに環境保全の理解等を深めている。2008年度は、全国 18 カ所の国立公園等で事業を実施した。

○都市公園における環境教育

市民の環境活動や指導者育成等の拠点となる「環境ふれあい公園」整備事業を1996年度から実施している。また、都市緑化意識の高揚、啓発を図るため、「緑の相談所」の設置を行っている。その他、地域住民等の参加・協力による公園緑地の保全・創出・管理活動を推進している。

○森林環境教育活動の支援体制の整備

子ども達の様々な森林体験活動への支援、学校林の整備・活用を推進するためのモデル学校林の設定、NPO等の企画力等を活用した森林体験学習等を実施するとともに、木材利用についての環境教育のためのネットワークの構築など、森林環境教育活動の促進に向けた体制の整備を支援している。

また、国有林野については、学校等が体験活動等を実施するための場として「遊々の森」等を設定するほか、森林管理局・署等の主催による体験活動の実施や情報提供・技術指導等を実施している。

○国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年の推進

ESDの国内実施計画において初期段階の重点的取組事項である「地域における実践」を支援するための人材育成や登録制度の検討及び「高等教育機関における取組」を支援する大学におけるプログラムの開発、産学官民連携によるコンソーシアムの立ち上げ、アジアの大学のネットワーク強化を行う「アジア環境人材育成イニシアティブ」等を展開している。

8.3 地球温暖化に関する普及啓発活動

8.3.1 概要

地球温暖化防止のためには、国民一人ひとりが自らのライフスタイルを変革することが 不可欠であり、そのためには国民の理解と行動が求められる。

多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、国民一人ひとりの自主的な行動に結びつけていく。その際、最新の科学的知識の提供による健全な危機感の醸成や、何をすることが、あるいは何を購入することが温室効果ガスの排出抑制や吸収源対策の促進につながるのかという具体的な行動に関する情報提供・普及啓発に取り組む。

8.3.2 具体的施策

○国民運動の展開(「チーム・マイナス6%」「クールビズ、ウォームビズ」)

事業者、国民などの各界各層の理解を促進し、具体的な温暖化防止行動の実践を確実なものとするため、政府は、経済界、NPO、労働界、研究者等と連携しつつ、知識の普及や国民運動の展開を図る。

具体的には、2005年4月から、幅広い主体が参加し、地球温暖化防止に国民全てが一丸となって取り組むことを目指した国民運動「チーム・マイナス6%」を発足させ、温室効果ガス排出量の削減対策について、インターネット、テレビ、新聞、ラジオ等を有機的に用いて、適切な冷暖房温度の設定等の具体的な6つの温暖化防止行動の実践を促す集中キャンペーンを実施している。

その一環として、例えば夏の冷房温度を28℃、冬の暖房温度を20℃とし、その室温でも快適に効率的に働くことができる夏・冬のビジネススタイル「クールビズ」「ウォームビズ」を推進している。

○全国地球温暖化防止活動推進センター、地域地球温暖化防止活動推進センター を通じた取組

1999年4月に施行され、2008年6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター、地域地球温暖化防止活動推進センターが地域に密着した地球温暖化対策に関する普及啓発や広報活動を行っている。

全国地球温暖化防止活動推進センターは 1999 年 7 月に国民への普及啓発及び地域における普及啓発活動の支援の拠点のひとつとして財団法人日本環境協会が指定された。地域地球温暖化防止活動推進センターは 2009 年 7 月時点で全国に 45 ヵ所指定されており、地域での地球温暖化対策の推進役として活動している。

○地球温暖化防止活動推進員の活動

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県知事に委嘱された地球温

暖化防止活動推進員による、住民に対する普及啓発活動や日常生活に関する温室効果 ガスの排出の抑制等のための助言等の活動を進めている。

○グリーン購入の推進

2000年に制定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)では、環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を定めることとなっており、国等は当該基本方針に即して物品等の調達方針を定めて環境物品等の優先的調達を実施している。また、同法は、地方公共団体や事業者、国民についても環境物品等の選択に努めるよう求めており、その選択に資するためインターネットによる情報提供を行っているほか、グリーン購入セミナー等により普及啓発活動を行っている。

○「環境月間」を中心とした取組

毎年6月の「環境月間」及び6月5日の「環境の日」を中心に、国や地方公共団体などが各種の環境保全の普及啓発活動を進めている。具体的には、環境展「エコライフ・フェア」や「エコカーワールド」(低公害車フェア)、各種講演会、シンポジウム等のイベントの実施、パンフレット、ポスター等の作成・配布、環境保全功労者の表彰等を行っているほか、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動を進めている。

○「地球温暖化防止月間」を中心とした取組

毎年 12 月を「地球温暖化防止月間」とし、国や地方公共団体等が地球温暖化防止に関する各種の普及啓発活動を進めている。具体的には、地球温暖化防止に資するシンポジウム等のイベントの実施、地球温暖化防止功労者の表彰等を行っているほか、各種媒体を通じての広報活動を進めている。

○「オゾン層保護対策推進月間」を中心とした取組

9月16日の国際オゾン層保護デーに合わせ、毎年9月をオゾン層保護対策推進月間とし、関係者によるパンフレット・ポスターの配布、フロン回収・破壊法の説明会によるフロン類回収の普及啓発のほか、オゾン層保護・地球温暖化防止に貢献した企業、団体の表彰を行うなど、オゾン層破壊物質及び代替フロン等3ガスの排出抑制を目的としたオゾン層保護及び地球温暖化防止に係る普及啓発のための取組を進めている。

○ 「3 R 活動推進月間」を中心とした取組

毎年10月の「3R活動推進月間」を中心に国や地方公共団体が各種の普及啓発活動を進めている。具体的には「3R推進全国大会」の開催、当大会の中で「循環型社会形成推進功労表彰」、「3R促進ポスターコンクール」の環境大臣表彰及び循環ビジネス振興のための「資源循環技術・システム表彰」等を行っている。

○カーボンフットプリント制度の構築等による温室効果ガス排出量の見える化の推進 事業者による排出量の効率的な削減努力の促進と、より排出量が少ない商品・サービスを選択する等といった消費者の削減行動の促進のため、商品・サービスの原材料 調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての温室効果ガス の排出量を CO2 に換算して、当該商品・サービスに簡易な方法で分かりやすく表示 する「カーボンフットプリント制度」の構築・普及等の取組を進めている。

○省エネルギーについての普及啓発

省エネルギー・省資源対策推進会議において、国民各層の省エネルギーへの取組の協力を促進するため、毎年「夏(冬)季の省エネルギー対策について」を決定し、エネルギー消費量が増大する夏季・冬季に各省庁と協力して省エネ普及啓発の強化を図っている。

さらに家庭部門・業務部門における省エネルギーを推進するため、平成 19 年に「省エネルギー国民運動の強化について」を決定し、家庭及び学校における省エネアイデアとその効果を測定する省エネコンテストの実施などにより、具体的な省エネ行動を国民に分かり易く伝えるための広報を行っている。

○3 R の普及啓発

3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の普及・促進を図るために、Webサイト「Re-style」を運営し、インターネット媒体を通じての普及啓発を実施している。

○新エネルギーについての取組

新エネルギー関連の機器は、製品化されてはいるが未だコストの高いものが多いため、優れた機器や導入事例の表彰制度(新エネルギー大賞)、セミナー・シンポジウム(新エネルギーシンポジウム、クリーンエネルギーフェスタ等)の開催等普及啓発活動や導入補助を行って初期需要を喚起し、量産効果によるコスト低減を図っている。

○原子力についての普及啓発

原子力については、安全の確保を大前提とし、積極的な情報公開による透明性の確保と国民の声の反映により、信頼の形成を図るとともに、各種媒体や素材を用いた正確で分かりやすい情報の提供、児童・生徒及び教師用副読本の提供、シンポジウムやセミナーの開催等により、原子力政策に関する国民との相互理解促進に向けた「広聴・広報活動」を効果的に実施していく。

○地域材利用についての普及啓発

10月の「木づかい推進月間」を中心として、国や地方公共団体等による木材利用に関する各種の普及啓発活動を行う「木づかい運動」を進めている。具体的には、各種セミナーの開催、パンフレットやポスターの作成・配布、各種媒体を通じての広報活動等を行っている。

○国土緑化・都市緑化についての普及啓発

国土緑化・都市緑化に関する普及啓発活動としては、みどりの月間、都市緑化月間等における国民的緑化運動の展開、緑の募金や都市緑化基金の活用等による民間の森林づくりや緑化活動の促進などを中心に、国民参加型の緑化活動が展開されている。

○美しい森林づくり推進国民運動の展開

幅広い国民の理解と協力のもと、木材利用を通じ適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築、森林を支える活き活きとした担い手・地域づくり、都市住民・企業等による森林づくりへの幅広い参画を推進している。

○運輸部門の環境問題についての普及啓発

地球温暖化問題、エコドライブなどの省エネ対策、大気汚染問題等、運輸部門における環境問題について、パンフレット等を作成し、地方公共団体、関係業界、一般国民に対し配布することで、地球環境問題等への意識の向上や具体的な取組の実施を求め、国全体として運輸部門における環境対策を推進している。

○低燃費車等についての普及啓発

自動車の燃費、二酸化炭素排出量等をとりまとめた「自動車燃費一覧」を作成・配布するとともにインターネット等を通じて最新の情報提供を行うことにより低燃費車等の普及を促している。

○地球温暖化の実態と予測に関する情報提供

「気候変動監視レポート」「地球温暖化予測情報」「異常気象レポート」等、気候変動の実態と予測に関する情報を刊行物として一般への提供し、気候変動に関する最新の知見の啓蒙・普及を実施している。

2005年10月には、異常気象や地球温暖化に関する最新の科学的知見を提供する「異常気象レポート2005」をおよそ6年ぶりに公表した。

また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第4次評価報告書の政策決定者向け要約 (SPM) および技術要約 (TS) の和訳を作成・公開している。

○エコ・アクション・ポイントの推進

21世紀環境立国戦略や京都議定書目標達成計画に盛り込まれた、国民一人ひとりの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与する取組を普及するため、温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、商品等に交換できる仕組みであるエコ・アクション・ポイントの導入を推進している。

平成 20 年度・21 年度においては、公募で採択されたモデル事業の立ち上げ支援を 行い、より多くの国民と企業の参加を得て本格展開していく。

モデル事業では、事業の立ち上げ費用のみを支援し、ポイント原資は企業負担。数年間の支援を行った後は、経済的な自立を目指す。

○エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業

①C02 排出量が基準年比 4 割増加している家庭・業務部門の温暖化対策促進、②裾野の広い家電産業に係る需要喚起を通じた経済活性化、③地上デジタル放送テレビの普及促進の 3 つを目的として、21 年度補正予算により実施している。

省エネ性能の高い家電(エアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ)の購入者に、様々な商品等に交換できる「エコポイント」を発行し、省エネ家電の普及を促進する。ポイント原資は国による補助金で負担。平成21年5月15日以降の対象家電購入を対象としている。

8.4 環境 NGO 等の支援

8.4.1 概要

地球温暖化防止に取り組むに当たっては、環境 NGO 等の民間団体の活発な活動、健全な発展が欠かせない。また、環境 NGO 等の団体には、地球温暖化防止に対する国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割も期待される。しかし、そのような団体の中には、資金不足で十分に活動できない団体も多く、従来より、国あるいは地方公共団体等が財政的な支援等を行っている。今後とも、環境 NGO 等の団体に対し、その活動の趣旨を歪めない範囲で、支援を強化していくこととしている。

8.4.2 具体的施策

○循環型社会地域支援事業

環境省では、「循環型社会地域支援事業」として NGO、NPO をはじめとする民間 団体や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の 地域のモデルとなるような先進的な事業を公募し、実証事業として実施することにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の発掘・支援を進めている。

○地球環境基金等

2004年4月に環境事業団より独立行政法人環境再生保全機構に移管された「地球環境基金」は、毎年、環境 NGO 団体等が国内あるいは海外で行う地球温暖化防止、リサイクル、自然保護等の活動に対し、助成その他の支援を行っている。2008年度は、205件に対し、7億1,870万円の助成を行った。

○地方公共団体における地域環境保全基金

地方公共団体においては、各地方公共団体が有する「地域環境保全基金」の活用により、環境 NGO 等の団体の各種環境保全活動を支援している。

○「地球環境パートナーシッププラザ」における取組

1996年10月に環境庁と国連大学との共同事業として開設した地球環境パートナーシッププラザにおいて、気候変動枠組条約にNGOの意見を反映するメカニズムづくりについて調査研究結果をまとめるとともに、アジェンダ21の実施におけるNGOの参加の促進、特に地球温暖化防止におけるNGOの役割などについての国際的なシンポジウムの開催、地球温暖化問題に関する国内外の広範な資料の収集・提供などの事業を行う。また、地方でのパートナーシップ形成促進拠点として、地方環境パートナーシップオフィスを全国7箇所に設置している。

○環境カウンセラー登録制度

民間団体をはじめとして、消費者、事業者等の環境保全活動に関する相談に応じたり、助言を行ったりする人材として、専門的な知識や豊富な活動経験を有する者を「環境カウンセラー」として審査・登録し、当該登録簿を広く一般に公表する「環境カウンセラー登録制度」を1996年より実施している。2008年度末には環境カウンセラー登録者数は4,620名となっている。

○民間植林協力の支援

林野庁では、国際緑化推進センターを通じた支援として、民間植林協力推進支援事業を実施。本事業により、①NGO等の植林プロジェクト支援、②NGOとの連携強化、③植林技術者の育成等を実施している。

○森林づくり活動の場の提供

森林づくりを行っている団体に対し、指導者の育成、安全・技術研修を行うととも に、国有林野内における「ふれあいの森」等、フィールドの設定を行うなど、活動へ の支援を実施している。